

＜環境影響評価法第53条第2項に基づき環境大臣が指定する同条第1項各号に掲げる作成根拠が条例等である書類(案)＞

環境影響評価法第53条第1項第1号から第11号までの環境影響評価法の手続によって作成される書類に相当する書類（以下「相当書類」という。）として指定する書類並びに当該書類の作成根拠となる条例等の名称及び条項については下記表のとおりです。

以下に掲げる条文により作成された書類を環境影響評価法第53条第2項に基づき相当書類として指定します（該当書類がある場合は○を付しています。）。なお、相当書類の指定の考え方の詳細については、「参考資料 環境影響評価法第53条第2項に基づく相当書類の指定の考え方について」を御参照ください。

地方公共団体名 ＜都道府県＞	条例等の名称	第1号相当書類	第2号相当書類	第3号相当書類 ※住民からの意見の聴取、 公告・縦覧・周知のための 手続を経た以下の書類	第4号相当書類	第5号相当書類 ※関係地方公共団体の長 及び事業者の相互で確認 がされた以下の書類	第6号相当書類 ※公告・縦覧・周知のための 手続を経た以下の書類	第7号相当書類	第8号相当書類 ※関係地方公共団体の長 及び事業者の相互で確認 がされた以下の書類	第9号相当書類	第10号相当書類	第11号相当書類 ※公告に相当する公開の手続を経た以下 の書類
青森県	青森県環境影響評価条例			○ 第5条第1項	○ 第9条第1項	○ 第10条第1項	○ 第14条第1項	○ 第19条第1項	○ 第20条第1項	○ 第22条第2項		○ 第22条第2項
宮城県	環境影響評価条例			○ 第5条	○ 第9条	○ 第10条第1項	○ 第13条	○ 第18条	○ 第20条第1項	○ 第21条／第33条		○ 第21条／第33条
秋田県	秋田県環境影響評価条例			○ 第5条第1項	○ 第9条	○ 第10条第1項	○ 第13条第1項	○ 第18条	○ 第19条第1項	○ 第21条第2項		○ 第21条第2項
山形県	山形県環境影響評価条例	○ 第4条の3第1項		○ 第5条第1項	○ 第9条	○ 第10条第1項	○ 第13条第1項	○ 第18条	○ 第19条第1項	○ 第20条第2項		○ 第20条第2項
福島県	福島県環境影響評価条例			○ 第6条第1項	○ 第10条	○ 第11条第1項	○ 第14条第1項	○ 第19条	○ 第20条第1項	○ 第21条第2項		○ 第21条第2項
茨城県	茨城県環境影響評価条例	○ 第4条の3第1項		○ 第5条第1項	○ 第9条	○ 第10条第1項	○ 第13条第1項	○ 第18条	○ 第19条第1項	○ 第20条第2項		○ 第20条第2項
埼玉県	埼玉県環境影響評価条例			○ 第4条第1項	○ 第7条第2項	○ 第8条第1項	○ 第9条	○ 第15条第3項	○ 第16条	○ 第18条第1項		○ 第18条第1項
新潟県	新潟県環境影響評価条例			○ 第5条第1項	○ 第9条第1項	○ 第10条第1項	○ 第13条第1項	○ 第18条第1項	○ 第20条第1項	○ 第21条第2項		○ 第21条第2項
富山県	富山県環境影響評価条例						○ 第13条第1項	○ 第18条	○ 第19条第1項	○ 第20条第2項		○ 第20条第2項
石川県	ふるさと石川の環境を守り育てる条例						○ 第210条第1項	○ 第215条	○ 第217条第1項	○ 第218条第2項		○ 第218条第2項
山梨県	山梨県環境影響評価条例			○ 第7条第1項	○ 第10条第1項	○ 第13条第1項	○ 第16条第1項	○ 第20条	○ 第23条第1項	○ 第24条第2項		○ 第24条第2項
長野県	長野県環境影響評価条例	○ 第4条の3第1項		○ 第6条第1項	○ 第10条	○ 第11条第1項	○ 第14条第1項	○ 第19条	○ 第20条第1項	○ 第21条第2項		○ 第21条第2項
岐阜県	岐阜県環境影響評価条例			○ 第7条	○ 第9条第2項	○ 第10条第1項	○ 第13条	○ 第16条第2項	○ 第21条第1項	○ 第22条		○ 第22条
静岡県	静岡県環境影響評価条例			○ 第9条第1項	○ 第13条第1項	○ 第14条第1項	○ 第17条第1項	○ 第22条第1項	○ 第23条第1項	○ 第25条第3項		○ 第25条第3項
愛知県	愛知県環境影響評価条例	○ 第4条の3第1項		○ 第5条第1項	○ 第9条	○ 第10条第1項	○ 第13条第1項	○ 第18条	○ 第20条第1項	○ 第21条第2項		○ 第21条第2項
三重県	三重県環境影響評価条例			○ 第5条第1項	○ 第8条	○ 第10条第1項	○ 第13条	○ 第18条第1項	○ 第20条第1項	○ 第21条第2項		○ 第21条第2項
滋賀県	滋賀県環境影響評価条例	○ 第5条の3第1項		○ 第6条第1項	○ 第8条第2項	○ 第9条第1項	○ 第12条第1項	○ 第16条第2項	○ 第18条第1項	○ 第19条第2項		○ 第19条第2項
京都府	京都府環境影響評価条例	○ 第7条の3		○ 第9条	○ 第11条第2項	○ 第13条第1項	○ 第16条第1項	○ 第20条第2項	○ 第23条第1項	○ 第24条		○ 第24条
大阪府	大阪府環境影響評価条例						○ 第13条第1項	○ 第19条第2項又は第3項	○ 第22条第1項	○ 第23条第1項		○ 第23条第1項
和歌山県	和歌山県環境影響評価条例			○ 第5条第1項	○ 第9条	○ 第10条第1項	○ 第13条第1項	○ 第18条	○ 第19条第1項	○ 第20条第2項		○ 第20条第2項
鳥取県	鳥取県環境影響評価条例	○ 第4条の3		○ 第5条	○ 第9条	○ 第10条第1項	○ 第13条	○ 第18条	○ 第19条第1項	○ 第20条第2項		○ 第20条第2項
島根県	島根県環境影響評価条例	○ 第4条の3第1項		○ 第5条第1項	○ 第9条	○ 第10条第1項	○ 第13条第1項	○ 第18条	○ 第19条第1項	○ 第20条第2項		○ 第20条第2項
岡山県	岡山県環境影響評価等に関する条例						○ 第12条第1項	○ 第16条第3項	○ 第18条第1項	○ 第19条第2項		○ 第19条第2項
広島県	広島県環境影響評価に関する条例			○ 第5条第1項	○ 第9条	○ 第10条第1項	○ 第13条第1項	○ 第18条	○ 第19条第1項	○ 第20条第1項		○ 第20条第1項
山口県	山口県環境影響評価条例	○ 第4条の3第1項		○ 第6条第1項	○ 第10条	○ 第11条第1項	○ 第14条第1項	○ 第19条	○ 第20条第1項	○ 第21条第2項		○ 第21条第2項
徳島県	徳島県環境影響評価条例	○ 第4条の3		○ 第6条	○ 第10条	○ 第11条第1項	○ 第14条	○ 第19条	○ 第20条第1項	○ 第22条第2項		○ 第22条第2項
香川県	香川県環境影響評価条例	○ 第4条の3第1項		○ 第5条	○ 第9条	○ 第10条第1項	○ 第13条	○ 第18条	○ 第20条第1項	○ 第21条第2項		○ 第21条第2項
長崎県	長崎県環境影響評価条例	○ 第8条第1項		○ 第16条第1項	○ 第21条	○ 第22条第1項	○ 第24条第1項	○ 第29条	○ 第31条第1項	○ 第32条第2項		○ 第32条第2項
熊本県	熊本県環境影響評価条例	○ 第4条の3第1項		○ 第5条第1項	○ 第9条	○ 第10条第1項	○ 第13条第1項	○ 第18条	○ 第20条第1項	○ 第21条第2項		○ 第21条第2項
大分県	大分県環境影響評価条例	○ 第4条の3第1項（第25条第3項で準用するものを含む。）		○ 第5条	○ 第9条	○ 第10条第1項	○ 第13条	○ 第18条	○ 第20条第1項	○ 第21条（第25条第2項又は第3項で準用するものを含む。）		○ 第21条（第25条第2項又は第3項で準用するものを含む。）
宮崎県	宮崎県環境影響評価条例			○ 第5条第1項	○ 第9条	○ 第10条第1項	○ 第13条第1項	○ 第18条	○ 第20条第1項	○ 第21条第2項		○ 第21条第2項
鹿児島県	鹿児島県環境影響評価条例			○ 第6条第1項	○ 第10条	○ 第11条第1項	○ 第14条第1項	○ 第19条	○ 第21条第1項	○ 第22条第2項		○ 第22条第2項

地方公共団体名 〈市町村〉	条例等の名称	第1号相当書類		第2号相当書類		第3号相当書類 ※住民からの意見の聴取、 公告・縦覧・周知のための 手続を経た以下の書類		第4号相当書類		第5号相当書類 ※関係地方公共団体の長 及び事業者の相互で確認 がされた以下の書類		第6号相当書類 ※公告・縦覧・周知のための 手続を経た以下の書類		第7号相当書類		第8号相当書類 ※関係地方公共団体の長 及び事業者の相互で確認 がされた以下の書類		第9号相当書類		第10号相当書類		第11号相当書類 ※公告に相当する公開の手続を経た以下 の書類			
仙台市	仙台市環境影響評価条例					○	第7条第1項	○	第9条第2項	○	第10条第1項	○	第13条第1項	○	第16条第2項	○	第18条第1項	○	第19条第2項			○	第19条第2項		
さいたま市	さいたま市環境影響評価条例					○	第7条第1項	○	第10条第3項	○	第11条第1項	○	第14条第1項	○	第18条第3項	○	第19条第1項	○	第21条第1項			○	第21条第1項		
千葉市	千葉市環境影響評価条例					○	第9条第1項	○	第12条第3項	○	第13条第1項	○	第17条第1項	○	第22条第3項	○	第24条第1項	○	第26条第2項			○	第26条第2項		
千葉市	千葉市計画段階環境影響評価実施要綱	○	第5条																						
横浜市	横浜市環境影響評価条例					○	第17条第1項	○	第20条第2項	○	第21条第1項	○	第24条	○	第28条第2項	○	第31条第1項	○	第32条			○	第32条		
川崎市	川崎市環境影響評価に関する条例	○	第8条			○	第10条	○	第13条第2項	○	第14条第1項	○	第18条第1項	○	第21条第2項	○	第24条第1項	○	第26条			○	第26条		
新潟市	新潟市環境影響評価条例	○	第6条第1項			○	第7条第1項	○	第10条第3項	○	第12条第1項	○	第15条第1項	○	第19条第3項	○	第22条第1項	○	第24条			○	第24条		
静岡市	静岡市環境影響評価条例	○	第7条第2項			○	第14条第1項	○	第18条第2項	○	第20条第1項	○	第24条第1項	○	第28条第2項	○	第31条第1項	○	第32条第1項			○	第32条第1項		
浜松市	浜松市環境影響評価条例	○	第7条第2項			○	第17条	○	第21条第2項	○	第23条第1項	○	第25条	○	第29条第2項	○	第31条第1項	○	第33条			○	第33条		
名古屋市	名古屋市環境影響評価条例	○	第7条第2項			○	第9条第1項	○	第12条第2項	○	第13条第1項	○	第15条第1項	○	第19条第2項	○	第22条第1項	○	第23条第1項			○	第23条第1項		
京都市	京都市環境影響評価等に関する条例	○	第8条			○	第17条	○	第20条第2項	○	第22条第1項	○	第25条	○	第28条第2項	○	第32条第1項	○	第33条第3項			○	第33条第3項		
大阪市	大阪市環境影響評価条例											○	第13条第1項	○	第17条第2項	○	第20条第1項	○	第21条第1項			○	第21条第1項		
堺市	堺市環境影響評価条例	○	第8条第1項			○	第15条第1項	○	第18条第2項	○	第20条第1項	○	第23条第1項	○	第28条第2項	○	第32条第1項	○	第33条第1項			○	第33条第1項		
神戸市	神戸市環境影響評価等に関する条例	○	第8条の2第2項			○	第9条第1項	○	第11条第2項	○	第12条第1項	○	第14条	○	第17条第2項	○	第21条第1項	○	第22条			○	第22条		
尼崎市	尼崎市環境影響評価等に関する条例					○	第9条	○	第11条第2項	○	第13条第1項	○	第15条	○	第18条第2項	○	第22条第1項	○	第23条			○	第23条		
岡山市	岡山市環境影響評価条例	○	第6条第1項			○	第12条第1項	○	第15条第3項	○	第17条第1項	○	第20条第1項	○	第23条第3項	○	第26条第1項	○	第27条第2項			○	第27条第2項		
広島市	広島市環境影響評価条例					○	第7条第1項	○	第9条第2項	○	第10条第1項	○	第13条第1項	○	第16条第2項	○	第18条第1項	○	第19条第2項			○	第19条第2項		
北九州市	北九州市環境影響評価条例	○	第6条の2第2項			○	第7条	○	第9条第2項	○	第10条第1項	○	第12条	○	第15条第2項	○	第16条第1項	○	第17条			○	第17条		
福岡市	福岡市環境影響評価条例	○	第4条の3			○	第5条第1項	○	第9条第1項	○	第10条第1項	○	第13条	○	第18条第1項	○	第19条第1項	○	第20条第2項			○	第20条第2項		